

## 人事評価システム導入業務公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的

本要領は、人事評価システム導入業務（以下「本業務」という。）の委託事業者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 業務概要

- (1) 業務名称 人事評価システム導入業務
- (2) 業務内容 人事評価システム導入業務仕様書のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで  
業務期間の内訳については、導入期間を契約締結日の翌日から令和8年12月31日まで、利用期間を令和9年1月1日から令和9年3月31日までとする。

### 3 予算額

- ・システム導入委託料 2,750,000円（消費税及び地方消費税を含む金額）
- ・システム利用料 297,000円（消費税及び地方消費税を含む金額）  
※令和9年1月から令和9年3月分（月額99,000円）

### 4 実施

日 程	内 容
令和8年5月7日（木）	公募開始
令和8年5月18日（月）	質疑受付締め切り
令和8年5月25日（月）	質疑回答
令和8年6月4日（木）	参加申込兼誓約書及び企画提案書の提出締め切り
令和8年6月10日（水）	一次審査結果の公表
令和8年6月18日（木）	プレゼンテーション（二次審査）
令和8年6月23日（火）	二次審査結果の公表
令和8年7月10日（金）	契約締結予定

### 5 参加資格要件

- (1) 篠栗町における、令和6・7・8年度の競争入札参加資格の認定を受けていること。  
※認定を受けていない者は、「7. 参加申し込みの手続き エ 資格確認書類」を提出することにより同等の参加資格を得ることとする。

- (2) 篠栗町から指名停止を現に受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (4) 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立てをしているもの（更正手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てをしている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 次のアからカまでのいずれかの場合にも該当しないこと。
  - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはそのすべての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
  - イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 今回提案するシステムについて、人口3万人以上の自治体で導入され、円滑に運用した実績を有していること。
- (8) プライバシーマーク又はISMSの認証を受けている事業者であること。

## 6 質疑・応答

- (1) 提出方法 下記のプロポーザル質疑書フォームから入力すること。  
<https://logoform.jp/form/cmYc/1554203>
- (2) 質疑期限 令和8年5月18日（月） 17時まで（必着）
- (3) 回答方法 令和8年5月25日（月） 17時までに篠栗町ホームページにて掲載する。
- (4) その他 質問することができる者は、上記5の参加資格要件を満たしている者とする。

## 7 参加申し込みの手続き

プロポーザルに参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書、篠栗町財務規則（平成10年規則第6号）等の各規定を理解した上で、次の書類を電子データ（PDFファイル）にて提出すること。

### （1）提出書類

ア 参加申込兼誓約書（様式1）

イ 企画提案書

※作成にあたっては「8 企画提案書作成方法」を参照のこと。

ウ 見積書及び見積内訳書

エ 資格確認書類（令和6・7・8年度の競争入札参加資格の認定がない場合に提出）各1部

① 法人にあつては、登記事項証明書（履歴事項証明書又は現在事項全部証明書）、個人にあつては、身分証明書

③ 法人にあつては、国税（法人税及び消費税）、県税（法人事業税）、市町村税に未納の税額がないことの証明書。個人にあつては、国税（所得税及び消費税）、県税（個人事業税）、市町村税に未納の税額がないことの証明書

※いずれも特定年度の納税証明書ではなく、指定した税金について書類提出時に滞納がないことを証するもの。

（2）提出期限 令和8年6月4日（木）17時まで（必着）

（3）提出方法 電子メール

※送信後は、電話等を用いて提出先において受信が完了しているか確認すること。

（4）提出先 篠栗町 総務課 庶務人事係

shomu@town.sasaguri.lg.jp

### （5）作成上の注意

ア 企画提案書の内容、構成については、「12 受託予定者の選定方法の（3）審査項目及び評価基準にある②二次審査の評価基準の項目」に沿うこと。

イ 提案書は、綴じて1冊にまとめること。

ウ 書類等の作成に用いる言語、通貨、及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

## 8 企画提案書作成方法

本プロポーザルの参加者は、次の事項を踏まえて企画提案書等を作成すること。

### （1）企画提案書の内容

ア 企画提案書の内容、構成については、「12 受託予定者の選定方法の（3）審査項目及び評価基準にある②二次審査の評価基準の項目」に沿うこと。

イ 企画提案書は、60ページ以内で作成すること。

(2) 提出書類

- ①企画提案書（任意様式、ただしA4サイズにまとめること。）
- ②人事評価システム機能要求書

9 プレゼンテーションの実施

(1) 実施日

令和8年6月18日（木）

時間については別途通知する。

(2) 出席者

最大人数4人

(3) 実施場所

篠栗町役場 2階 中会議室

(4) 提案内容の説明

①プレゼンテーションは、企画提案書に沿って説明すること。

②説明時間はデモンストレーションを含めて40分とする。

※準備時間を除く。

③質疑応答は10分とする。

(5) 備品の貸出

65インチのモニターとHDMIケーブルは篠栗町が貸し出しをする。その他必要な機材は、各事業者が用意すること。

10 受託予定者の選定方法

(1) 一次審査

一次審査は、本町職員で構成する「人事評価システム導入業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）」にて企画提案書、機能要求書等の確認及び審査を行う。点数の付け方は、審査員の各点数を合計し、最高点から順に最大3事業者を選定する。ただし、応募者が3事業者以下の場合是一次審査を省略することがある。

(2) 二次審査

二次審査は、選定委員会がプレゼンテーションの審査を行い、点数の付け方は、審査員の各点数を合計し、最高点を獲得した1事業者を本業務の受託予定者とする。ただし、当該点数の平均点（最高点と最低点を除いた残りの選定委員の平均点）が二次審査基準点未満であった場合は契約を締結しない。

また、受託予定者に契約を締結することができない何らかの事由が生じた場合は、次順位及びそれ以降の順位者を繰り上げ、新たな受託予定者とする。なお、プロポーザル参加者が1事業

者のみの場合でも、プレゼンテーション及び質疑応答を実施し、当該点数の平均点（最高点と最低点を除いた残りの選定委員の平均点）が二次審査基準点に達し、かつ、選定委員が適切な事業者と判断した場合は、受託予定者とする。

二次審査基準点は180点満点中108点（6割）とする。

(3) 審査項目及び評価基準

委託事業者の選定に係る審査項目及び評価基準は次のとおりとする。

①一次審査

審査項目		評価基準	配点
1 業務遂行能力	提案会社の信用状況に関する事	本業務を適切かつ確実に遂行できる十分な事業規模及び安定的な経営基盤を有しているか。	20
	本業務に係る業務実績に関する事	本業務の委託先として十分な業務実績を有しているか。	20
2 業務実施体制	本業務に係る実施体制に関する事	本業務を遂行するための体制が十分に整えられているか。	10
3 企画提案書	企画提案書の内容に関する事	本業務の目的を理解し、本町が求めている内容のものであるか。	30
4 機能要求書	機能要求書の回答に関する事	人事評価システム機能要求書に示す機能要件は十分に満たしているか。	30
5 見積額	見積額に関する事	予算の範囲内であり、導入業務を遂行できる適正な金額であるか。	30

②二次審査

審査項目		評価基準	配点
1 業務遂行能力	提案会社の信用状況に関する事	本業務を適切かつ確実に遂行できる十分な事業規模及び安定的な経営基盤を有しているか。	10
	本業務に係る業務実績に関する事	本業務の委託先として十分な業務実績を有しているか。	10
2 業務実施体制	本業務に係る実施体制に関する事	審査員に分かりやすい内容で説明したか。プレゼンテーション、質疑応答は論理性があるか。実施体制が詳細に示され、十分な技術と経験を持った技術者で組まれた体制であるか。	20

3 提案システム	システムの操作性に関する こと	職員の画面入力における作業負荷の軽減、入力作業の迅速化が図られているか。画面表示が見やすく、画面遷移がスムーズであるか。データの入出力などシステム全体の操作性に事務機能効率の向上が図られているか。	25
	システムの有効性、機能性、拡張性に関する こと	人事評価システム機能要求書に基づいた機能の充実及び本町の人事評価事務の効率化、迅速化及び正確性の向上に効果がある提案となっているか。	25
	セキュリティ体制に関する こと	情報漏えいや不正アクセス、改ざん対策等セキュリティ体制は万全か。	10
	保守、障害対応及びバージョンアップに関する こと	保守、障害対応及びバージョンアップについて、システム運用に支障がないよう十分な体制が取られているか。	10
	支援体制に関する こと	業務のサポート体制は万全か。本システム不具合時に、迅速に復旧可能か。	25
4 操作説明（研修）	操作説明（研修）に関する こと	本システムに係る職員向けの操作説明（研修）の内容等は十分なものであるか。	10
5 機能要求書	機能要求書の回答に関する こと	人事評価システム機能要求書に基づいた機能の充実及び本町の人事評価事務の効率化、迅速化及び正確性の向上に効果がある提案となっている	25
6 見積額	見積額に関する こと	予算の範囲内であり、導入業務を遂行できる適正な金額であるか。	10

※点数が同点となった場合は、次の順によって決定する。

- ① 評価項目「3提案システム」の合計点数が大なる者
- ② 見積金額が低い者

※見積額配点方法

見積書に記載された見積金額について、次の算定式に基づいて見積額配点を算出する。

最低価格提案者 10点

次点以降 10点 × 最低価格提案者の見積額 / 当該事業者見積額

※上記算定式による計算の結果、小数点以下の端数が生じた場合は、小数点第1位を四捨五入する。

## 1 1 審査結果

- (1) 通知方法 篠栗町ホームページにて公表する。
- (2) 公表時期 令和8年7月10日(金)

## 1 2 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差し替え、追加及び削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断で、本プロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 町が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書の提出は1社につき1案とする。

## 1 3 情報公開及び提供

町は参加申込者から提出された資料について、個人情報の保護に関する法律の規定により、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

## 1 4 その他

- (1) 言語及び通貨単位  
手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 費用負担  
書類作成及び提出にかかる費用など、必要な経費はすべて提出者の負担とする。  
緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本公募型プロポーザル方式に要した費用を町に請求することはできない。
- (3) 参加辞退の場合  
参加申込兼誓約書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかにその旨を担当課あてに通知すること。(様式は任意)
- (4) 失格事項  
次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。
  - ア 参加資格要件を満たしていない場合
  - イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
  - ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
  - エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
  - オ 提出された見積金額が「3 予算額」を超過していた場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託候補者に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、町が必要と認める場合には、町は、受託候補者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(6) 申請者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

1 5 問合せ先及び提出先

〒811-2492

福岡県糟屋郡篠栗町中央一丁目1番1号

篠栗町役場総務課庶務人事係

電話番号 092-947-1112（直通）

電子メール shomu@town.sasaguri.lg.jp